

奥州市総合水沢病院患者給食業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

奥州市総合水沢病院（以下「当院」という。）における患者給食調理業務を遅滞なく円滑に遂行されることを基本とし、治療の一環の病院給食として患者満足度の向上を図りつつ、安全かつ効率的・安定的に提供することにより、病院経営の改善を推し進めることを目的とし、奥州市総合水沢病院患者給食業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 奥州市総合水沢病院患者給食業務
- (2) 業務内容 「奥州市総合水沢病院患者給食業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間
なお、契約締結日から令和8年3月31日までを準備期間とし、この間の受託業者に発生する経費について総合水沢病院では負担しない。
- (4) 業務場所 岩手県奥州市水沢大手町三丁目1番地 奥州市総合水沢病院
- (5) 提案上限額 218,790千円（税込）
上記の金額は業務期間（3年間）総額であり、これを上回る見積金額による提案は採用しない。
- (6) 募集方法 公募型プロポーザル方式とし、奥州市総合水沢病院給食業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査方式とする。

3 参加資格要件

参加にあたっては、以下の要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 参加申請書の提出日時点で、奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成18年奥州市告示第72号）及び奥州市物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成18年奥州市告示第5号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）第7条に規定する暴力団関係者に該当しない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 参加申請書の提出日時点で、一般病床*数40床以上の病院において継続して3年以上にわたり、患者給食業務（食材等の調達、調理、盛付け、配膳・下膳、洗浄等給食業務一般をいう）の受託実績を有する者であること。

※ 一般病床とは、医療法に規定された療養病床、結核病床、精神病床、及び感染症病床以外の病床をいう。

- (7) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク（患者等給食業務）の認定を受けている者、又は厚生労働省令で定める基準に適合している者であること。
- (8) 過去3年間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）に岩手県内での病院患者給食において食中毒を発生させていないこと。
- (9) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 プロポーザル実施スケジュール

番号	内容	日時
1	公募開始（告示）	令和7年10月31日（金）
2	実施要領の配布	令和7年10月31日（金）
3	一次審査の質問書の受付期限	令和7年11月14日（金）
4	一次審査の質問書への回答	令和7年11月17日（月）
5	参加申込書等の提出期間	令和7年11月4日（火）から 令和7年11月19日（水）まで （土日、祝日除く午前9時から午後5時まで）
6	参加申込書等の審査（第一次審査）	令和7年11月25日（火）
7	一次審査の結果通知	令和7年11月26日（水）
8	現地見学会（希望者のみ、随時対応、要予約）	令和7年11月4日（火）から 令和7年12月4日（木）まで （土日、祝日除く午前9時から午後5時まで）
9	二次審査の質問書の受付期限	令和7年12月5日（金）
10	二次審査の質問書への回答	令和7年12月8日（月）
11	業務提案書等の提出期間	令和7年11月26日（水）から 令和7年12月11日（木）まで （土日、祝日除く午前9時から午後5時まで）
12	プレゼンテーション及びヒアリング・業務提案書等の審査（第二次審査）	令和7年12月18日（木）
13	二次審査の結果通知・公表	令和7年12月25日（木）
14	契約の締結	令和8年1月下旬予定

※上記日程はすべて予定であり、状況に応じて変更になる場合がある。

5 参加申込の手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり参加申込書及び参加申込に必要な提出書類（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。

(1) 提出書類

提出書類	様式等	備考
参加申込書	様式第1号	1部
企業概要	様式第2号	正本 1部 副本8部
業務実績	様式第3号	
暴力団関係者に該当しない旨の誓約書※	様式第4号	1部
損益計算書及び貸借対照表	—	1部（任意様式とし直近2年分）
履歴事項全部証明書※	—	1部（商業・法人登記）
納税証明書※	—	1部

※ 発行後3か月以内のものを提出することとする。なお、令和7・8年度奥州市役務・賃貸等入札参加資格審査申請書を提出している者は提出を省略することができる。ただし、入札参加資格審査申請書の提出以降に変更があった場合には提出しなければならない。

(2) 参加申込書等の提出方法

① 提出期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月19日（水） 午後5時まで

② 提出先

奥州市総合水沢病院 事務局 管財係

③ 提出方法

ア 持参

土日、祝日を除く日（以下「平日」という。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送

(ア) 特定記録郵便又は簡易書留郵便に限る。

(イ) 令和7年11月19日（水）必着とする。

④ その他

提出期間を過ぎて提出されたもの及び提出書類に不備があるものは無効とする。

(3) 質問の受付及び回答

質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

① 受付期間

令和7年10月31日（木）から令和7年11月14日（金） 午後5時まで

② 提出先

奥州市総合水沢病院 事務局 管財係

メールアドレス mizubyoujimu@city.oshu.iwate.jp

③ 提出方法

ア 質問書（様式8）を添付のうえ提出先メールアドレス宛に電子メールにて提出すること。なお、メールの件名には「【患者給食業務プロポーザル】」の文字を必ず付すこと。

イ メール送信後には必ず事務局まで電話にて着信確認を行うこと。なお、電話連絡は平日の午前9時から午後5時までとする。

④ 回答方法

質問内容及び回答は奥州市（奥州市総合水沢病院）のホームページで公表するので随時確認すること。

※ ホームページアドレス

奥州市総合水沢病院（<https://www.mizhsp-iwate.jp/>）

⑤ その他

審査（評価）に関する質問は一切受付けない。

（４）参加資格審査結果通知書の送付

参加申込書等の内容について、書類審査を行い、参加資格確認等終了後、参加資格審査結果通知書を送付し、業務提案書及び提案価格見積書など審査に必要な提出書類（以下「業務提案書等」という。）の作成等の要請を行う。この場合において、参加資格を満たさないと判断した事業者は、通知を発送した日の翌日から起して７日以内に事務局へ説明を求めることができる。

6 現地見学

期間内で随時対応するが、予めの連絡を要する。

（１）見学期間 令和７年１１月４日（火）から令和７年１２月４日（木）

平日の午前９時から午後５時までとする。

（２）連絡先

奥州市総合水沢病院 事務局 管財係 TEL0197-25-3833 （内線 216）

メールアドレス mizubyoujimu@city.oshu.iwate.jp

7 業務提案書等の提出

参加資格審査で選定された参加希望者は、以下のとおり業務提案書等を提出するものとする。

（１）提出書類および提案様式

様式	提出書類の名称	枚数等
様式第５号	業務提案書	
様式第６号	提案価格見積書	
様式第７号	提案価格見積書内訳	２枚程度
指定なし	業務運営（全般）の基本方針	３枚程度
指定なし	食材確保	１枚程度
指定なし	衛生管理	２枚程度
指定なし	受託準備	１枚程度
指定なし	業務従事者の確保及び配置計画	２枚程度
指定なし	管理・バックアップ体制及び研修体制	２枚程度
指定なし	プレゼンテーション補足資料（必要な場合）	１０枚以内

※原則Ａ４サイズとするが、必要に応じてＡ３サイズの折込みも可とする。

(2) 業務提案書等の提出方法

① 提出期間

令和7年11月26日（水）から令和7年12月11日（木） 午後5時まで

② 提出先

奥州市総合水沢病院 事務局 管財係

③ 提出方法

ア 持参

平日の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送

(ア) 特定記録郵便又は簡易書留郵便に限る。

(イ) 令和7年12月11日（木）必着とする。

④ その他

提出期間を過ぎて提出されたもの及び提出書類に不備があるものは無効とする。

(3) 管理料、必要経費

事業者の提案によるものとする。なお、食材費は1食当たり350円（税抜）以内を目安として提案いただきたい。

(4) その他

① 業務提案書等の提出は、1参加事業者につき1案とする。

② 業務提案書等は、原則A4サイズで左綴りとする。A4サイズ以上の場合、A4サイズに折りたたんで提出すること。

③ 業務提案書等は具体的で簡潔な表現を用い、別紙「奥州市総合水沢病院給食業務公募型プロポーザル評価基準」に規定する内容について漏れなく記載すること。

④ 提案価格見積書に記載する提案価格は、消費税及び地方消費税を10%として算定した金額を含むものとし、提案価格上限額を超えないものとする。

⑤ 提出期限後における提案書及び関係書類の修正や差し替えは認めない。

⑥ 提出された書類は返却しない。

⑦ 提出期限までに提案書及び提案価格見積書が提出されなかったときは、本プロポーザルの参加を辞退したものとみなす。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

業務提案書を提出した者（以下「提案者」という。）は、以下によりプレゼンテーションを実施する。

(1) 日 時 令和7年12月18日（木）（予定） ※時間は別途通知

(2) 場 所 奥州市総合水沢病院 6階 大会議室

(3) 説明時間 提案者の説明は20分以内とし、説明後に質疑応答（5～10分程度）を行う。

(4) 説明資料 提出のあった業務提案書等に基づくものとし、パソコン、プロジェクター

等の機材を使用する場合は事前に相談すること。

(5) 参加者 当日の参加者は、原則各事業者3名以内とする。

(6) 感染症対策 病院に入る前にマスクの着用や病院入口で手指消毒などを実施した上で入館すること。

9 受託候補者の選定

受託候補者の選定にあたっては、奥州市医療局に設置した奥州市総合水沢病院給食業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、各審査委員が採点した点数の合計点数が最高得点（以下「最高得点」という。）となった提案者を受託候補者とする。なお、最高得点を取得した者が2者以上いる場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者とする。見積金額が同価である場合は、くじ引きとする。また、最高得点を得たものが辞退を申し出た場合等には、次点の者を受託候補者とする。

10 評価基準

提出された企画提案書の内容を基に、選考委員会で審査を行う。審査を行う項目、内容及び評価基準等については、別紙「奥州市総合水沢病院給食業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

11 審査結果の通知

審査結果については、令和7年12月25日（木）【予定】に提案者に対して文書で通知するほか、奥州市のホームページで公表する。

なお、受託候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内（12月27日～1月4日を除く）に事務局へ説明を求めることができるものとする。

12 契約の締結

奥州市は、受託候補者の選定後、速やかに随意契約に向けた手続きを行うものとする。

随意契約にあたっては、第二次審査において提出した見積金額を上限として受託候補者より改めて見積書を徴取するものとし、その手法については奥州市の指名競争入札心得によるものとする。契約日については、本業務に係る予算が確定した後に行うこととする。

なお、受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、第二次審査における次順位の提案者を新たな受託候補者として選定する場合がある。

13 辞退

(1) 参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、参加辞退書（様式第9号）を提出しなければならない。また、参加申込書を提出した者が提出期限までに業務提案書等を提出しない場合は、辞退したものとする。

14 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 業務提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- (2) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられ、また、要求された内容以外の書類、図面等が提出されたとき。
- (3) 本プロポーザルの参加者及びその関係者が、選定委員に対する事前説明、事前連絡等の公正な審査を防げる行為をしたとき。
- (4) 参加申込書提出から契約の締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為が判明したとき。
- (5) その他不正な行為があったと認められたとき。

15 その他

- (1) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 参加に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 提出された資料及びその複製は、本プロポーザルの選考以外に参加事業者が無断で使用しないものとする。
- (4) 提出書類は、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号）の規定に基づき公開する場合がある。
- (5) 提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 当院が提供する資料は、参加に係る検討以外での目的で使用できない。また、参加事業者は、参加に当たって知り得た情報を当院の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (8) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ当院が変更を認めたときはこの限りではない。
- (9) 参加事業者は、1つの提案しか行うことができない。
- (10) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、参加事業者は失格とする。
- (11) 3の参加資格要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うこととなる。また、提出された業務提案書等は無効となる。
- (12) 業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、当院と協議の上、変更できるものとする。

16 本件に係る問合せ先

〒023 - 0053 奥州市水沢大手町3丁目1番地
奥州市総合水沢病院 事務局 管財係
TEL0197-25-3833 (内線 216) FAX0197-25-3832
メールアドレス mizubyoujimu@city.oshu.iwate.jp